

婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<令和4年度予算（案）における拡充内容>

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に**経験年数に応じた加算を新設**するとともに、**期末手当を支給した場合の加算**（手当月額の2.55月分）を**新設**する。

◆経験年数5年目（研修修了者）の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円（66.6万円増）

（月額ベース：197,700円 → 211,200円（13,500円増））

<経験年数に応じた加算（新規）>

- 経験年数3～9年の者
研修修了者：月額4,500円 ×（経験年数－2年）を加算
研修未修了者：月額3,500円 ×（経験年数－2年）を加算
- 経験年数10年以上の者
研修修了者：月額45,000円（＝4,500円 × 10年）を加算
研修未修了者：月額35,000円（＝3,500円 × 10年）を加算

<期末手当加算（新規）>

1人あたり年額（手当基本額の2.55か月分）

研修修了者：年額504,130円、研修未修了者：年額392,440円

（事業の内容）

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

<手当基準額> 研修修了者：月額197,700円、研修未修了者：月額153,900円

（実施主体） 都道府県・市

（補助率） 国5／10（都道府県・市5／10）